「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2026年度）」
「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の改定案に関する意見募集
補足説明資料

2026年11月

電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。

目次

1. 今回の意見募集対象文書
2. 本オークション募集要綱案及び約款案の主なポイント

1．今回の意見募集対象文書（1/2）

■ 今回は、応札年度2026年度の長期脱炭素電源オークションに向けて、2026年9月に公表した「**長期脱炭素電源オークション募集要綱**」と「**長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款**」からの改定部分が**意見募集の対象**となります。

赤枠：今回の意見募集の対象

関連文書			概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2		容量市場メインオークション募集要綱	• メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～30年度向け 公表済
		容量市場追加オークション募集要綱	• 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済
		長期脱炭素電源オークション募集要綱	• 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～26年度応札 公表済
容量確保契約書 ※1※3		容量確保契約約款	• メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	• 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 • メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～30年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	• 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～29年度向け 公表済
		電源等差替編	• 電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	• 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	• 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～28年度向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	• 算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済 2027年度向け 意見募集実施済・公表準備中
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	• ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施　※2：対象実需給年度ごとに公表　※3：対象実需給年度に依らず共通

1．今回の意見募集対象文書（2/2）

関連文書			概要	公表状況
容量市場業務マニュアル※1※2	追加オークション	参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 • 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション	参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	• 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～26年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編	• 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編	• 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 • （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・容量確保契約金額対応編	• 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中リクワイアメント対応編	• 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
	オークション共通	容量拠出金対応編	• メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークションの容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	2027年度向け 意見募集実施済・公表準備中
容量市場システムマニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編		• 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施　※2：対象実需給年度ごとに公表　※3：対象実需給年度に依らず共通

２．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

- 2026年7月21日から2026年8月3日まで「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2026年度）」の策定及び「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の改定について意見募集を実施し、2026年9月2日に公表しております。
- 今回は、**2026年9月2日公表以降の国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）の議論等に適切に対応するための改定**になります。
- 本資料では、2026年9月2日に公表した第4回オークション（応札年度:2026年度）からの主な変更箇所について補足説明します。

２．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
①主な変更箇所

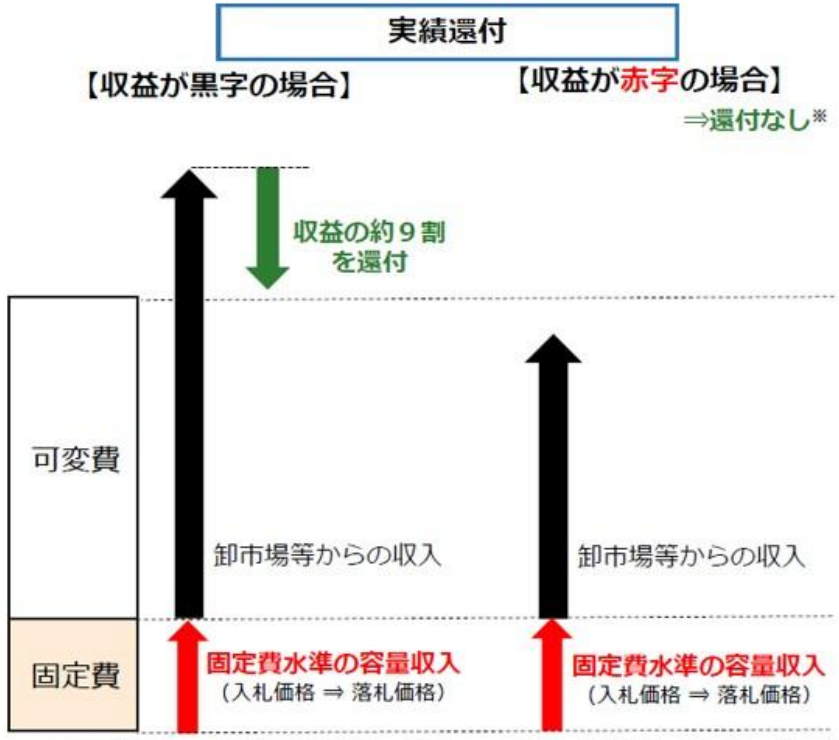
主な反映事項	募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所
■ **他市場収益還付** ➢ LNG専焼火力における他市場収益の「還付の固定化」に関する金額水準や適用期間等の要件を追記する。	第4章　3.電源等情報の登録 （LNG専焼火力に限った登録項目） 第28条　還付
■ **上限価格** ➢ 要綱に記載の電源種毎に上限価格に一部誤りがあったため修正を行う。	第2章　2.募集内容　（６）上限価格 －

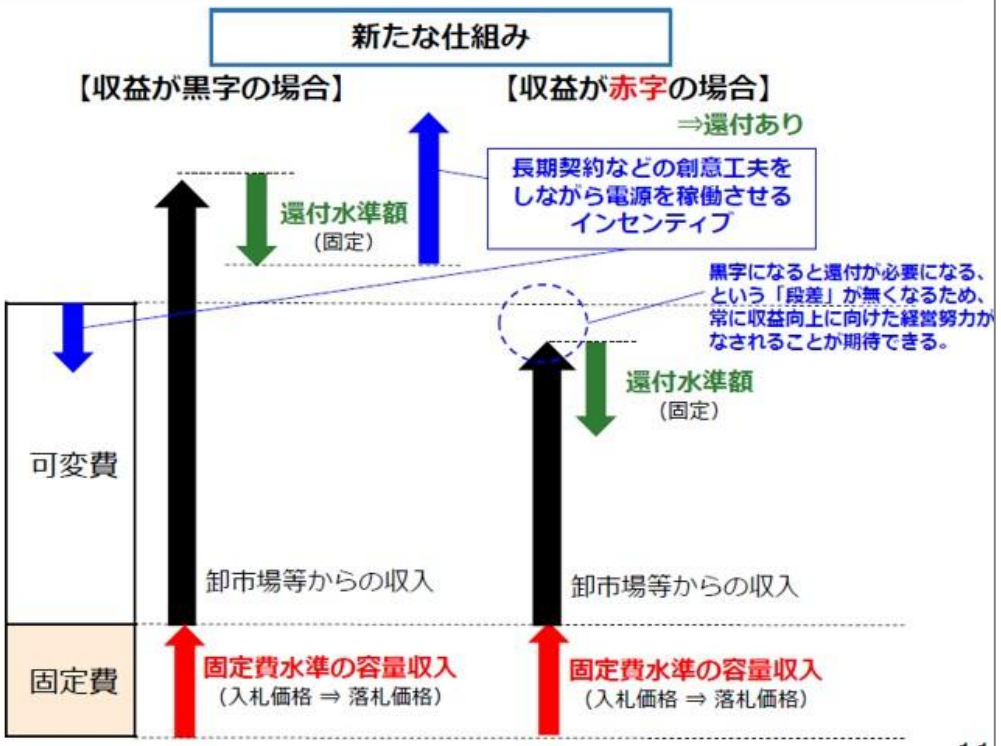
2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 1/7

第7回 電力安定供給WG資料
（2026年10月7日）より

新たな仕組み導入の目的

- 従来の実績還付方式では、還付後に残る収益の水準が低いため、燃料の長期契約に伴う余剰リスクを取ることが難しい。発電コストにおける可変費（燃料費）の割合が高い**LNG専焼に限定し、他市場収益の還付額をあらかじめ固定する新たな仕組み**を導入し、還付後に残る収益を創意工夫により高めやすくすることにより、**LNGの長期契約で調達された燃料を用いて長期脱炭素電源オークションの落札電源を積極的に稼働させることを促進**する。
- 上記の制度導入目的が同様に当てはまる**過去の落札案件**についても、**新たな仕組みを選択可能**とする。





※ 対象実需給年度内に、他市場収益が赤字となった場合には、翌年度の他市場収益の計算において控除可能。

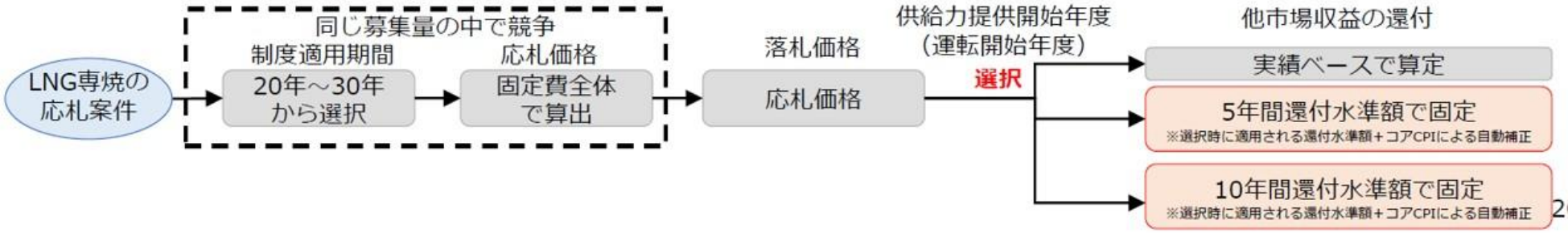
2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 2/7

第7回 電力安定供給WG資料
（2026年10月7日）より

新たな還付の仕組みの選択ルール

- 還付の方式を２つ作ることになること、発電事業者により締結を目指す長期相対契約の契約期間が異なることが想定されるため、新たな還付の仕組みの入札・選択ルールは、以下のとおりとしてはどうか。
  - 応札価格は、現行制度と同様に「固定費全体」で算定し、**「現行制度を選択する案件」と同じ募集量の中で競争**。落札した場合、応札価格を落札価格とする。落札価格は、現行制度と同様に、毎年度、自動補正を行う。
  - **現行制度との選択制**とし、落札後、**供給力提供開始年度（運転開始年度）**に、**他市場収益の還付を「現行制度（実績ベース）」か「新たな仕組み（還付水準額に固定）」のいずれかを選択。新たな仕組みを選択した場合は、さらに新たな仕組みを選択する期間（５年又は10年）を選択。**
  - 不当な還付逃れを防止するための規律である**相対契約の規律は、新たな仕組みでは固定の還付水準額の還付が必要となり、不当な還付逃れが想定されないため、適用しない。**
- 実際の他市場収益と還付水準額に乖離が発生する可能性に備え、新たな仕組みを選択した期間（５年又は10年）を経過した案件については、以下のとおりとしてはどうか。
  - 再選択後の還付水準額は、**再選択時点で適用される還付水準額に更新**するものとする。
  - 供給力提供開始年度（運転開始年度）に固定還付を選択した事業者は、**固定還付を選択することができる期間は特に限定せず、**５年又は10年経過ごとに、**再度、還付方法**（実績又は固定（５年又は10年））**を選択できる**ことを想定。

※一度実績還付を選択したLNG専焼が固定還付を選択することは想定しない。



2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 3/7

第7回 電力安定供給WG資料
（2026年10月7日）より

還付水準額の試算条件の見直し（他市場収入）

- 見直し後の試算条件に基づく還付水準額（システムプライス／エリアプライス）については、以下のとおり。双方メリット／デメリットがあるが、全国共通の標準的な指標であり制度の複雑化が回避できる点、長期的な観点や需給がタイトなエリアにLNG火力の導入を促していく観点などから、また、本制度が選択制であることに鑑み、**システムプライスを採用してはどうか**。この場合、還付水準額は５年固定で9,800円/kW/年、10年固定で8,300円/kW/年となる。

【還付水準額の試算結果（円/kW/年）】

他市場収入の想定	エリア	直近５年の試算			直近10年の試算		
		設備利用率	他市場収益	9割還付の水準※	設備利用率	他市場収益	9割還付の水準※
システムプライス	ー	59.6%	10,921	約9,800	51.7%	9,272	約8,300
				５年固定の場合の還付水準			10年固定の場合の還付水準
エリアプライス	北海道	59.5%	14,607	約13,100	51.7%	17,900	約16,100
	東北	59.2%	14,753	約13,300	51.6%	12,639	約11,400
	東京	60.6%	18,800	約16,900	52.2%	14,466	約13,000
	中部	59.6%	13,664	約12,300	51.6%	9,676	約8,700
	北陸	59.2%	9,308	約8,400	51.4%	7,797	約7,000
	関西	59.1%	8,825	約7,900	51.4%	7,590	約6,800
	中国	59.0%	7,965	約7,200	51.4%	7,208	約6,500
	四国	58.3%	5,670	約5,100	51.0%	6,199	約5,600
	九州	55.8%	1,378	約1,200	49.7%	3,734	約3,400

※　他市場収益の９割の金額を100円単位で四捨五入。

【システムプライス・エリアプライスのメリット／デメリット】

システムプライス

- システムプライスが全国大でみた電力の価値を示すものであることから、**全国共通の標準的な他市場収益を算定可能**。
- **制度の更なる複雑化を回避可能**。
- 連系線の強化等によりエリア間の価格差が縮小する可能性も踏まえると、**今後の長期相対契約の価格水準に近い可能性**。
- 連系線等の制約がある中で、**タイトな需給**等によりスポット市場価格の高い**エリアに電源を立地させるインセンティブが働く**。
- 短期的には実際のスポット市場収入と乖離しやすい。
- スポット市場価格の低いエリアは新たな仕組みを選択しづらい。こうしたエリアで高経年化した既設火力のリプレースが進みにくくなる可能性。

エリアプライス

- エリアプライスが各エリアにおける実際の需給状況を反映するものであることから、実際のスポット市場収入と一致しやすい。実績還付の場合の他市場収益の監視においても、エリアプライスを基準とする予定。
- どのエリアでも新たな仕組みを選択しやすい。
- **制度がより複雑化**。
- エリアにより固定還付額水準が大きく異なる。
- 価格変動が大きく、**期間の取り方などに左右されやすい**。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 4/7

第8回 電力安定供給WG資料
（2026年11月24日）より

LNG専焼の還付における新たな仕組みの還付水準額の修正について

- 前回WGにおいて御議論いただいた事務局案として提示した試算額（５年固定：9,800円/kW/年）について、WG終了後に誤りが判明。**５年固定の還付水準額を9,900円/kW/年に修正**した上で、「長期脱炭素電源オークションの第４回募集について」及び「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定案に反映することとしたい。

【還付水準額の試算結果（円/kW/年）】

他市場収入の想定	エリア	直近５年の試算			直近10年の試算		
		設備利用率	他市場収益	9割還付の水準※	設備利用率	他市場収益	9割還付の水準※
システムプライス	ー	59.6%	10,921	約9,800	51.7%	9,272	約8,300
				５年固定の場合の還付水準			10年固定の場合の還付水準
エリアプライス	北海道	59.5%	14,607	約13,100	51.7%	17,900	約16,100
	東北	59.2%	14,753	約13,300	51.6%	12,639	約11,400
	東京	60.6%	18,800	約16,900	52.2%	14,466	約13,000
	中部	59.6%	13,664	約12,300	51.6%	9,676	約8,700
	北陸	59.2%	9,308	約8,400	51.4%	7,797	約7,000
	関西	59.1%	8,825	約7,900	51.4%	7,590	約6,800
	中国	59.0%	7,965	約7,200	51.4%	7,208	約6,500
	四国	58.3%	5,670	約5,100	51.0%	6,199	約5,600
	九州	55.8%	1,378	約1,200	49.7%	3,734	約3,400

※ 他市場収益の９割の金額を100円単位で四捨五入。

【還付水準額の試算結果（円/kW/年）】

他市場収入の想定	エリア	直近５年の試算			直近10年の試算		
		設備利用率	他市場収益	9割還付の水準※	設備利用率	他市場収益	9割還付の水準※
システムプライス	ー	59.6%	11,043	約9,900	51.7%	9,273	約8,300
				５年固定の場合の還付水準			10年固定の場合の還付水準
エリアプライス	北海道	59.5%	14,743	約13,300	51.7%	17,895	約16,100
	東北	59.2%	14,843	約13,400	51.6%	12,618	約11,400
	東京	60.6%	18,754	約16,900	52.2%	14,386	約12,900
	中部	59.6%	13,820	約12,400	51.6%	9,704	約8,700
	北陸	59.2%	9,516	約8,600	51.4%	7,848	約7,100
	関西	59.1%	9,044	約8,100	51.4%	7,648	約6,900
	中国	59.0%	8,172	約7,400	51.3%	7,261	約6,500
	四国	58.3%	5,939	約5,300	51.0%	6,278	約5,700
	九州	55.8%	1,656	約1,500	49.7%	3,838	約3,500

※ 他市場収益の９割の金額を100円単位で四捨五入。

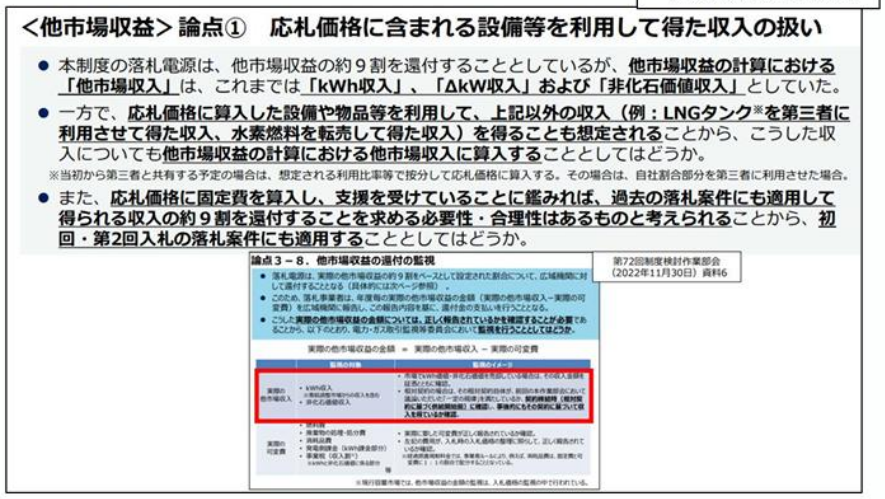
2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 5/7

第8回 電力安定供給WG資料
（2026年11月24日）より

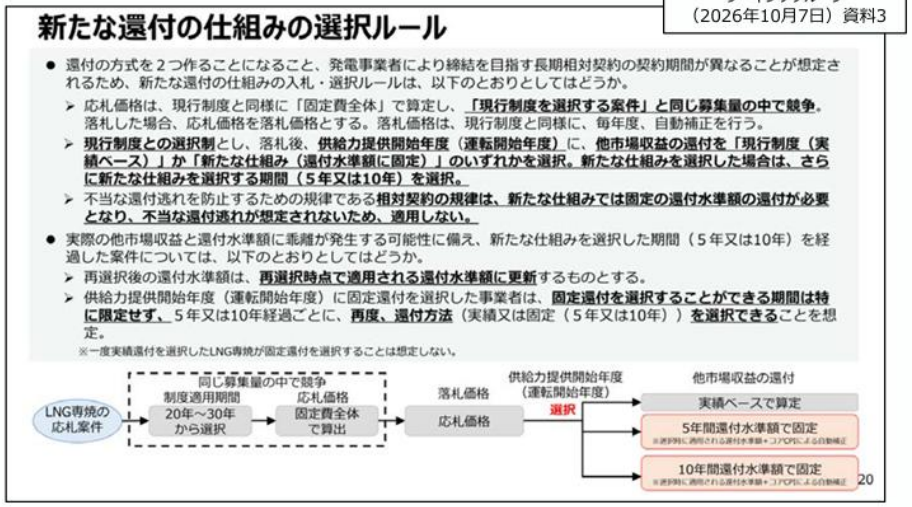
新たな還付の仕組みを選択したLNG専焼がその他収入を得る場合

- 本制度の**応札価格に算入した設備や物品等を利用**して「**その他の収入**」を得た場合は、**本制度で支援した設備等から生じる収入**であるため、他市場収益の計算における**「他市場収入」に算入**し、**還付に繋げる**こととしている。
- 新たな仕組みを選択したLNG専焼についても、LNG基地を第三者に利用させて得た収入などの「その他収入」を得る場合があり得る。※当初から第三者と共有する予定の場合は、想定される利用比率等で按分して応札価格に算入する。
- 当初から第三者との共有を計画する場合とのバランスや、前回WGで御議論いただいた還付水準額が、LNGの長期契約で調達された燃料を用いて電源を稼働させることによる収入を想定して算定されていることを踏まえ、**新たな仕組みを選択したLNG専焼が得た「その他収入」については、還付水準額に加えて、実績還付を求める**こととしてはどうか。

第104回制度設計専門会合
（2025年6月23日）資料3



第7回電力安定供給
ワーキンググループ
（2026年10月7日）資料3



2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 6/7

【募集要綱】 第4章　参加登録（LNG専焼火力に限った登録項目）

＜変更前＞

（７）　安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

（略）

情報	登録項目	提出書類
LNG専焼火力に限った登録項目（※8）	LNG基地の整備の有無	（提出書類なし）
	他市場収益の還付方法の選択（※9）	（提出書類なし）

（略）

※9：：他市場収益の還付方法として、実際の他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は還付水準額（円/kW/年）を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを供給力提供開始年度に選択する必要があります。なお、「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本要綱に反映します。「還付の固定化」を選択した場合は、制度適用期間開始年度から9年後に、再度、他市場収益の還付方法の選択が可能です。他市場収益の還付方法の詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第28条を参照してください。

＜変更後＞

（７）　安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

（略）

情報	登録項目	提出書類
LNG専焼火力に限った登録項目（※8）	LNG基地の整備の有無	（提出書類なし）
	他市場収益の還付方法の選択（※9）	（提出書類なし）

（略）

※9：他市場収益の還付方法として、供給力提供開始年度に、実際の他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は還付水準額（円/kW/年）を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを選択する必要があります。「還付の固定化」を選択する場合は、適用する期間を5年又は10年から選択できます。還付水準額（円/kW/年）は、5年を選択する場合は9,900円/kW/年、10年を選択する場合は8,300円/kW/年を適用し、対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を2025年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で除した値を乗算することで、毎年度補正します。また、「還付の固定化」を選択した場合、当該期間の終了年度に、再度、「実績ベースによる還付」又は「還付の固定化」と適用する期間5年若しくは10年の選択が可能です。ただし、「実績ベースによる還付」を選択した電源は、その後に「還付の固定化」を選択することはできません。なお、当該還付水準額（円/kW/年）は、2034年度までに供給力提供を開始する電源に適用し、2035年度以降に適用する還付水準額（円/kW/年）については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において算定されます。他市場収益の還付方法の詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第28条を参照してください。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
②他市場収益還付の新たな仕組み 7/7

【約款】 第28条　　還付（他市場収益の還付の固定化）

＜変更前＞

1. 容量提供事業者は、他市場収益※1が正値となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます※2。
還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている資本コスト※3※4（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。
② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）　×　契約容量」の差額を超える部分※5の他市場収益は85%を還付対象とします。
③　①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

（略）

ただし、他市場収益の還付方法として「還付の固定化」を選択したLNG専焼火力について、当該方法を選択している期間は、還付水準額（円/kW/年）に、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※7を乗じたものを還付額とします。なお、「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本約款に反映します。
※7：脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資が行われた場合は、追加投資に係る制度適用期間開始以降、追加投資における当該容量を控除した容量とする。

＜変更後＞

1. 容量提供事業者は、他市場収益※1が正値となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます※2。
還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている資本コスト※3※4（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。
② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）　×　契約容量」の差額を超える部分※5の他市場収益は85%を還付対象とします。
③　①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

（略）

ただし、他市場収益の還付方法として「還付の固定化」を選択したLNG専焼火力について、当該方法を選択している期間は、適用期間に応じて設定された還付水準額9,900円/kW/年、又は8,300円/kW/年に対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を2025年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で除した値を乗算した上で、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※7を乗じたものを還付額とします。なお、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年のものとします。また、当該還付水準額（円/kW/年）は、2034年度までに供給力提供を開始する電源に適用し、2035年度以降に適用する還付水準額（円/kW/年）については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において算定されます。ただし、「還付の固定化」を選択した場合においても、その他収入は実際の他市場収益の90%を還付対象とします。
※7：脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資が行われた場合は、追加投資に係る制度適用期間開始以降、追加投資における当該容量を控除した容量とする。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
③上限価格の修正 1/2

第8回 電力安定供給WG資料
（2026年11月24日）より

上限価格の修正について

- 第３回WGにおいて事務局資料で示していた第４回入札で使用する予定の上限価格（揚水（リプレース等）・蓄電池、既設火力の改修（水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修、アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修））についても誤りが判明したため、あわせて修正し、第４回入札に反映することとしたい。

長期脱炭素電源オークションの第４回募集に向けて（2026年8月）
修正案
（修正後は黄色マーカー部分）

（参考図29）第4回入札の上限価格

（円/kW/年）

			第3回の上限価格	第4回の上限価格	傾き（WACC、税抜）
新設・リプレース等※1		太陽光	93,712～200,000	101,396～200,000	—
		陸上風力	89,178～197,120	109,547～200,000	—
		洋上風力	180,655～200,000	345,220～701,172	—
	一般水力	新設	118,812	192,739	6.5%、2倍
		リプレース	54,974	83,778	6.5%、2倍
	揚水	LDES	116,393	200,000	6.5%、2倍
		新設			
		リプレース等	76,205～80,657	【誤】70,675～74,417 【正】71,140～74,906	4.5%、1.5倍
		蓄電池			
	地熱	新設	126,236	126,236	—
		全設備更新型	97,104	97,104	—
		地下設備流用型	58,262	58,262	—
	バイオマス		100,000	100,000	—
	原子力（既設原発の安全対策投資を含む）		135,602	193,810	6.5%、2倍
	水素混焼（10%以上）		134,414	132,666	6.5%、1.5倍
	水素専焼		795,735	739,104	6.5%、1.5倍
	アンモニア専焼		303,129	289,200	6.5%、1.5倍
	LNG専焼		55,242	65,284	6.5%、1.5倍
	LNG専焼（基地新設あり）		—	92,068	6.5%、1.5倍
既設火力の改修	水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修		762,865	【誤】703,352 【正】703,367	6.5%、1.5倍
	アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修		378,807	【誤】353,563 【正】353,262	6.5%、1.5倍
	既設石炭火力を20%以上のCCS付きにするための改修		343,799	324,582	6.5%、1.5倍
	既設LNG火力を20%以上のCCS付きにするための改修		137,939	114,926	6.5%、1.5倍
	バイオマス専焼にするための改修		100,000	100,000	—

※1「等」には、「既設揚水の大規模改修案件（オーバーホールを行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの）」と「既設原発の安全対策投資」が含まれる。
※ 脱炭素火力（水素、アンモニア、CCS）及び洋上風力を除き、開催の20万円/kW/年を超える場合は20万円/kW/年。
※ 水素・アンモニアは、第3回入札の上限価格は、価格差に着目した支援制度の適用を希望する案件は、可変費を除いた部分の上限価格も別途設定していた。
※ アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレース、合成メタンを燃料とする発電所は、応札が想定されないことや、上限価格を設定することが困難（アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレースは、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されていない。）であること、合成メタンに必要なコスト（投資金額等）、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等の検討が改めて必要であることを踏まえ、第4回入札では対象外。

（参考図30）第4回入札の上限価格

（円/kW/年）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
太陽光	200,000	159,073	176,615	152,376	101,396	143,307	135,139	112,320	200,000
陸上風力	173,123	129,741	151,408	123,965	174,036	127,939	177,158	109,547	200,000
洋上風力	545,569	408,857	477,137	390,657	548,446	403,179	558,286	345,220	701,172
揚水（リプレース等）・蓄電池	71,768	71,140	74,906	71,563	71,273	71,754	【誤】71,154 【正】71,211	【誤】71,621 【正】71,154	72,813

※太陽光について、事業用太陽光（地上設置）は、FIT/FIP制度において2027年度から新規支援の対象外となるため、2026年度のFIT/FIP制度の上限価格をベースに、本制度の上限価格を設定。来年度以降、建設工事費デフレーターで補正していく。
※蓄電池は、揚水と同じ調整係数を適用。
※揚水の調整係数は、エリア毎の運転継続時間6時間の調整係数を適用。
※上限価格の算定に利用した調整係数は、以下のとおり。（2026年度供給計画で用いる調整係数の第10年度（2035年度）の「(参考)年間値」を適用）
※揚水の新設のモデルプラントの平均運転継続時間は9.3時間であり、運転継続時間9時間の調整係数は100%（2035年度）であるため、揚水の新設の上限価格の設定において、調整係数は考慮しない。

上限価格算定に利用した調整係数の一覧

（%）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
太陽光	4.2	9.7	8.7	10.1	15.2	10.7	11.4	13.7	4.5
風力	20.2	26.9	23.1	28.2	20.1	27.3	19.7	31.9	15.7
揚水式水力発電所（運転継続時間6時間）	94.6	95.5	90.7	94.9	95.3	94.7	95.4	95.5	93.3

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
③上限価格の修正 2/2

【募集要綱】 第2章　2.募集内容（６）上限価格

＜変更前＞

ア　新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
水力 （揚水式）	200,000円/kW/年	70,675～74,417円/kW/年 （※2）
蓄電池	70,675～74,417円/kW/年	

（略）

イ　既設火力の改修

電源種	上限価格
水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	703,352円/kW/年
アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修	353,563円/kW/年

（略）

※2：電源が設置されたエリアによって、以下のとおり設定します。

エリア	揚水（リプレース） 蓄電池
北海道	71,768円/kW/年
東北	71,140円/kW/年
東京	74,906円/kW/年
中部	71,563円/kW/年
北陸	71,273円/kW/年
関西	71,754円/kW/年
中国	71,154円/kW/年
四国	71,621円/kW/年
九州	72,813円/kW/年

＜変更後＞

ア　新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
水力 （揚水式）	200,000円/kW/年	71,140～74,906円/kW/年 （※2）
蓄電池	71,140～74,906円/kW/年	

（略）

イ　既設火力の改修

電源種	上限価格
水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	703,367円/kW/年
アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修	353,262円/kW/年

（略）

※2：電源が設置されたエリアによって、以下のとおり設定します。

エリア	揚水（リプレース） 蓄電池
北海道	71,768円/kW/年
東北	71,140円/kW/年
東京	74,906円/kW/年
中部	71,563円/kW/年
北陸	71,273円/kW/年
関西	71,754円/kW/年
中国	71,211円/kW/年
四国	71,154円/kW/年
九州	72,813円/kW/年

（参考）今後のスケジュール

■ **募集要綱や約款の改定版の公表は、1月中旬**を予定している。

